

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月20日

愛媛県議会事務局長 須藤 達也

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県議会議事堂清掃業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県議会議事堂清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県議会議事堂
- (6) 入札方法
(2) についての総価で行う。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2に基づく登録業者であること。
- (3) 法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を愛媛県議会議事堂に専任で配置することができる者であること。
- (4) 障がい者雇用に取り組んでいること。
- (5) 愛媛県内に本社・本店を有する者であること。
- (6) 過去2年間に、県内において、国又は地方公共団体の建築物の清掃業務を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。
- (7) 4の(3)に掲げる提出期限の日から入札をする日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (8) 上記(1)から(7)の資格を有し適切かつ確実に委託業務を遂行できることの確認をうけたものであること。

3 入札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
日時 令和8年3月17日(火) 午前10時
場所 愛媛県議会議事堂 2階 会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。
開札 即時開札とする。
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等
愛媛県議会事務局総務課経理係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912-2837
交付期間 令和8年3月2日(月) 午後5時15分まで
交付時間 土曜日及び日曜日を除く日の執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を適切かつ確実に遂行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県議会事務局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限 令和8年3月2日(月) 午後5時15分
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、会計規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札(見積)を行ったもののうち最低価格をもって入札(見積)を行った者を落札者とする。
ついては、次の事項に留意すること。
① 最低制限価格が設定されていること。
② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。
本件委託業務は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。